農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～六　（略） 七　法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務及び同条第六項各号に掲げる業務（同項第八号及び第八号の二に掲げる業務、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務その他農林水産大臣の定める業務に該当するものを除く。） 八～十一　（略） 十二　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第六十七条第二項第二十号において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この号において同じ。）の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。）の動向をいう。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。）の全部又は一部を一任されるものを除く。第六十七条第二項第二十号において同じ。）に係る業務 十二の二～二十　（略） ５・６　（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第二百四条**　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項 イ・ロ　（略） ハ　組合の主要な業務に関する次に掲げる事項 (1)　（略） (2)　直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(xiii)から(xvii)までに掲げる事項については、信託業務を行う場合に限る。） (i)～(xiv)　（略） (xv)　信託勘定有価証券残高（(xvi)に掲げる事項を除く。） (xvi)　信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高 (xvii)　信託財産額	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～六　（略） 七　法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務及び同条第六項各号に掲げる業務（同項第八号及び第八号の二に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務その他農林水産大臣の定める業務に該当するものを除く。） 八～十一　（略） 十二　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第六十七条第二項第二十号において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第六十七条第二項第二十号において同じ。）に係る業務 十二の二～二十　（略） ５・６　（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第二百四条**　法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　法第十条第一項第三号の事業を行う組合　次に掲げる事項 イ・ロ　（略） ハ　組合の主要な業務に関する次に掲げる事項 (1)　（略） (2)　直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(xiii)から(xvii)までに掲げる事項については、信託業務を行う場合に限る。） (i)～(xiv)　（略） (xv)　信託勘定有価証券残高 （新設） (xvi)　信託財産額